

方法書の手続

同じ道路を作る場合でも、自然が豊かな山間部を通る場合と、多くの住宅がある都市部を通る場合とは、環境アセスメントで評価する項目も違ってきます。

地域に応じた環境アセスメントを行うことが必要であるため、環境アセスメントの方法を確定するに当たっては、地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手続を設けています。

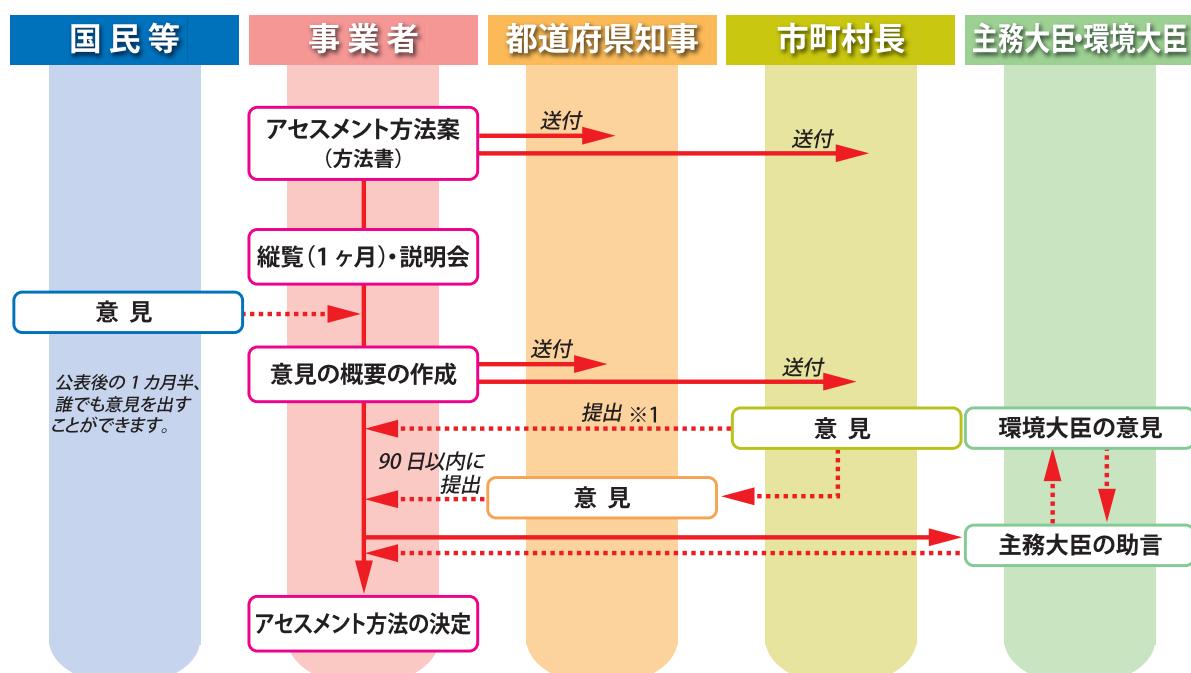
具体的には、事業者は環境影響評価方法書（方法書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。また、方法書を作成したことを公表（公告といいます）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間、誰でも見られるようにします（縦覧といいます）。

方法書の内容についての理解を深めるために、事業者は説明会を開催し、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業者は、提出された意見の概要を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事等は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は都道府県知事等からの意見を踏まえて、環境アセスメントで評価する項目及び手法を選定するにあたり、必要に応じて主務大臣に技術的な助言を申し出ることができます。申し出を受けた主務大臣は、技術的な助言をしようとするときは、あらかじめ環境大臣の意見を聴かなければなりません。

事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定します。

方法書の手続



※ 1：対象事業により環境影響を受ける範囲が環境影響評価法施行令で定める一つの市の区域に限られるものである場合

※ 環境影響評価法施行令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市